

家庭における熱の有効利用促進事業 (高断熱窓・ドア)

よくある質問Q&A

令和2年7月

公益財団法人 東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称：クール・ネット東京)

《目次》

1. 助成金制度について	1
Q.101 国や他の自治体等の補助金との併用は可能ですか?	1
Q.102 予算額に対し、申請の時点でその額を超えた場合、その時点で受付は終了になりますか?	1
Q.103 既に高断熱窓や高断熱ドアの改修工事が完了しているのですが、申請は認められますか?	1
Q.104 集合住宅（全体）で申請する場合、上限額はどのようになりますか?	2
Q.105 交付申請の審査において、現地調査を行うことはありますか?	2
Q.106 リース契約ではなく、ローンやクレジット契約で購入したいのですが、助成の対象になりますか?	3
2. 助成対象住宅について	4
Q.201 一戸建の二世帯住宅や三世帯住宅の場合、申請時の住宅区分は「戸建住宅」ですか、「集合住宅」ですか?	4
Q.202 高断熱窓や高断熱ドアを設置する住宅は、居住する夫婦の共同名義ですが、助成金の助成対象者（高断熱窓を設置する既存住宅の所有者）は夫だけでいいでしょうか。	5
Q.203 都民ですが都外にも所有する住宅があります。この都外の住宅に高断熱窓や高断熱ドアを導入した場合、助成の対象になりますか?	5
Q.204 他県に住んでいますが都内に賃貸マンションを所有しています。この賃貸マンションに高断熱窓を導入した場合、助成の対象になりますか?	5
Q.205 マンション共用廊下部分の高断熱窓や高断熱ドアを改修する場合は、対象となりますか?	5
Q.206 分譲マンションに住んでいますが、部屋の窓ガラスを複層ガラス等に改修する場合は、対象となりますか?	5
Q.207 個人又は法人が所有する賃貸住宅に高断熱窓や高断熱ドアを設置する場合、助成対象となりますか?	6
Q.208 個人又は法人が所有する社宅や寮に高断熱窓や高断熱ドアを設置する場合、助成対象となりますか?	6
Q.209 半年前に建てた住宅に高断熱窓や高断熱ドアを設置したいのですが、対象となりますか?	6
Q.210 店舗や事務所等との併用住宅は対象となりますか?	6
Q.211 リフォームで部屋を増改築し、高断熱窓を設置するのですが対象となりますか?	7
Q.212 古い住宅ですが、築年数に制限はありますか?	7

Q.213	未登記の住宅は対象になりますか？	7
Q.214	屋内ガレージの壁についている窓は助成対象ですか？	7
Q.215	マンション（全体）で申請をするのですが、工事を数回に分けて行う予定です。どのように申請したらいいのでしょうか？	8
3.	高断熱窓と高断熱ドアについて	8
Q.301	中古品は対象となりますか？	8
Q.302	助成対象経費に材料費とありますが、これは定価、見積額どちらでしょうか？	8
Q.303	助成対象となる高断熱窓に該当する製品は、どうやって調べれば良いですか？	9
Q.304	助成対象となる高断熱ドアに該当する製品は、どうやって調べれば良いですか？	9
Q.305	改修を予定している1居室に、既に高断熱窓となっている窓が一部あります。この窓も改修しなければいけませんか？	9
Q.306	改修を予定している窓が、過去に他の補助金を受けています。改修しても良いですか？	9
Q.307	シャッターと一体で高断熱窓を設置したいのですが、シャッターは対象となりますか？	10
Q.308	高断熱ドアに改修する際、オプションで電子キーを導入したいのですが、対象となりますか？	10
Q.309	高断熱ドアだけ設置したいのですが、対象になりますか？	10
Q.310	二世帯住宅で高断熱ドアを二箇所改修したいのですが、対象となりますか？	11
4.	申請方法について	11
Q.401	管理組合の理事長は、管理会社の人を選任していますが、助成金の申請はできますか？	11
Q.402	既存住宅の購入とあわせて高断熱窓とドアを導入するのですが、対象となりますか？	11
Q.403	実施計画書等については、何を記載すればよいのでしょうか？	11
Q.404	助成対象住宅の写真は、戸建ての場合、全景とありますが、家の前の道路がせまい私道なので全景がとれません。何が映り込んでいればよいのでしょうか？	12
Q.405	二世帯住宅で、住宅の内部での行き来ができない「集合住宅」の場合、どちらか一方の世帯のみ断熱改修するときはどのような写真をとればよいのでしょうか。	13
Q.406	申請書類の提出方法を教えてください。	13
Q.407	申請書が複数ある場合、1つの封筒に複数の申請書を入れて郵送してもよいですか？	13

Q.408	交付申請の審査状況について教えていただけますか？	13
Q.409	申請書を提出してから交付決定までどのくらいかかりますか？	13
Q.410	契約当事者（施工業者）以外が手続代行者になることは可能でしょうか？	14
Q.411	戸建住宅に住んでいますが、1階の窓改修を行った後、半年後に2階の窓を改修しようと思っています。その場合、2回に分けて申請しても良いですか？	14
Q.412	提出書類にある「納税したことを証明するもの（納税証明書等）」は、何税の証明を出せばよいですか？	14
Q.413	納税証明書は、何年度のものを提出すればよいですか？	14
Q.414	現在他県に住んでいるのですが、東京に所有する住宅を改修する予定です。納税証明書はどうすればよいですか？	14
Q.415	提出する納税証明書の所得欄を消してもよいですか？	15
Q.416	住宅の登記簿や固定資産税納付の名義は法人ですが、社長個人で申請してもよいですか？	15
Q.417	提出する登記簿は、インターネットから取得した登記情報を印刷したものでよいですか？	15
Q.418	管理規約は、全ページ必要ですか？	15
Q.419	マンションで全体ではなく個別に窓とドアの工事をするのですが、承諾書を提出する必要はありますか？	16
Q.420	管理組合は1つですが、マンションが複数棟あります。まとめて申請はできますか？	16
Q.421	「設置する高断熱ドアが要件に適合することを証明する書類」としてドアのカタログを提出しようと考えていますが、冊子ごと提出すればよいでしょうか？	16
5.	実績報告・交付請求について	16
Q.501	他の補助金を併せて受ける場合、交付確定通知書が実績報告時の必要書類となっていますが、在住の自治体から交付確定通知書が届きません。	16
Q.502	管理組合で申請した場合、助成金の振り込み先口座は管理組合理事長の個人口座でもよいですか？	17
Q.503	助成金振込先として、注意する点はありますか？	17
6.	共同申請（リース活用）について	17
Q.601	高断熱窓の購入設置についてはリース契約を活用する予定です。この場合、助成金の申請を行うことはできますか？	17
Q.602	リース契約の場合、申請の主体は誰ですか？	18
Q.603	リース後に所有権の移転は出来ますか？	18
Q.604	リース期間終了後、使用者に販売のオプションはつけることができますか？	18

Q.605	リース契約の途中解約は可能ですか？.....	18
Q.606	リース料金は、どのように算出すればいいですか？.....	18
7.	住宅供給事業者による申請について.....	19
Q.701	モデルハウスに高断熱窓・ドアを導入しましたが、助成対象となりますか？.....	19
Q.702	中古戸建住宅を販売する事業者ですが、物件に高断熱窓・ドアを導入して販売する予定です。販売業者が助成金の申請をすることは可能ですか？.....	19
8.	その他.....	19
Q.801	施工業者は、東京都内の業者を選ばなければいけませんか？.....	19
Q.802	国補助のようにエネルギー計算は必要ですか？.....	19

1. 助成金制度について

Q.101 国や他の自治体等の補助金との併用は可能ですか？

A.101

国や他の自治体等の補助金との併用は可能です。

ただし、本事業以外で都若しくは公社、又は区市町村が実施する都の資金を原資とした補助で、本事業の助成対象経費が重複するものは、併用できません。

※ なお、国や他の自治体等の補助金側に制限がある場合もありますので、国や他の自治体等の補助金担当窓口へ併給できるかご確認ください。

※ 「空き家利活用等区市町村支援事業補助金交付要綱」に基づいて区市町村から交付される補助金は併用できません（区市町村によって補助金の名称は異なる場合がありますのでご注意ください。）。

Q.102 予算額に対し、申請の時点でその額を超えた場合、その時点で受付は終了になりますか？

A.102

公社における予算の範囲を超えた日をもって、申請の受付を停止します。

予算の範囲を超えた日に複数の申請書が提出された場合は、提出された申請書の中で抽選を行います。なお、予算の範囲を超える見込みであると判断される場合には、クール・ネット東京のホームページにて、事前にその旨をお知らせいたします。

令和2年度の予算額は1,161,750,000円（熱利用機器含む。）です。予算額を超えた時点で令和2年度分の申請の受付は停止いたします。

Q.103 既に高断熱窓や高断熱ドアの改修工事が完了しているのですが、申請は認められますか？

A.103

本事業は、事前申請制をとっていますので、事後申請は認められません（交付決定を受けた後に、契約締結及び工事を行っていただくこととなります。）。

※ 令和2年4月1日から同年8月31日までに工事し、又は契約締結し、同年9月30日までに交付要綱第8条第1項の規定により本助成金の交付の申請を行ったものに係る経費は除きます。

Q.104 集合住宅（全体）で申請する場合、上限額はようになりますか？

A.104

上限額は、1住戸当たり高断熱窓については50万円、高断熱ドアについては8万円となります。

集合住宅に限らず、複数戸を改修する場合でも、1住戸ごとに助成金交付予定額を算出し、各住戸の合計額が助成金交付申請予定額となります。

(例) OOマンション5戸を高断熱窓とドアに改修する場合

(高断熱窓)

住戸	助成対象経費の 1/6の額	上限額	単住戸算定額
A	70万円	50万円	50万円
B	60万円		50万円
C	60万円		50万円
D	40万円		40万円
E	30万円		30万円
合計			220万円

(高断熱ドア)

住戸	助成対象経費の 1/6の額	上限額	単住戸算定額
A	10万円	8万円	8万円
B	9万円		8万円
C	7万円		7万円
D	6万円		6万円
E	4万円		4万円
合計			33万円

OOマンション助成金交付申請予定額⇒253万円

Q.105 交付申請の審査において、現地調査を行うことはありますか？

A.105

必要に応じて行う場合があります。もし、現地調査を行う場合は、ご協力をお願いいたします。

Q.106 リース契約ではなく、ローンやクレジット契約で購入したいのですが、助成の対象になりますか？

A.106

高断熱窓及び高断熱ドアの所有権が助成対象者にある場合に限り、助成対象となります（所有権がクレジット会社等に留保されている場合は、クレジット会社等に助成します。）。

- ※ 高断熱窓及び高断熱ドアの改修工事契約の請負業者が発行した領収書が必要です。
- ※ 交付申請時に「個別クレジット契約による助成金に関する取決書」（参考様式5）を提出してください。
- ※ クレジット会社等が助成対象となる場合は、助成金相当分が減額されていることを明らかにする計算書を提出していただきます。

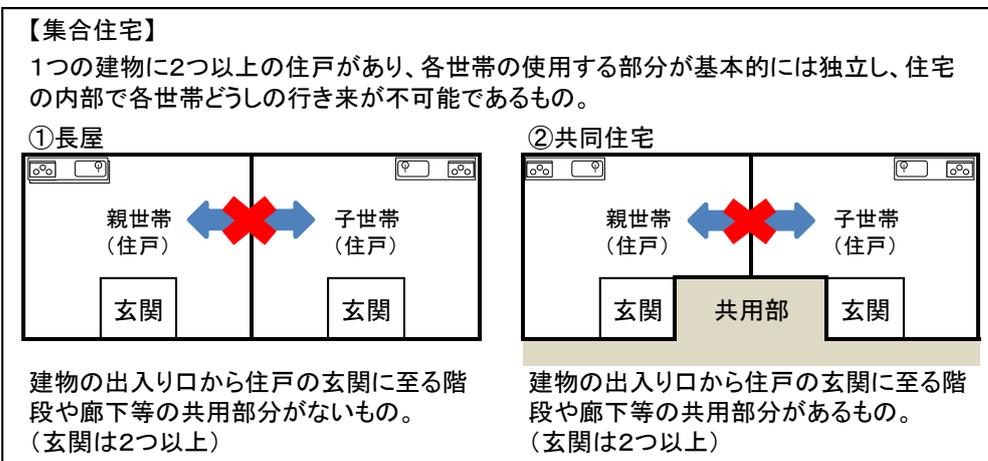
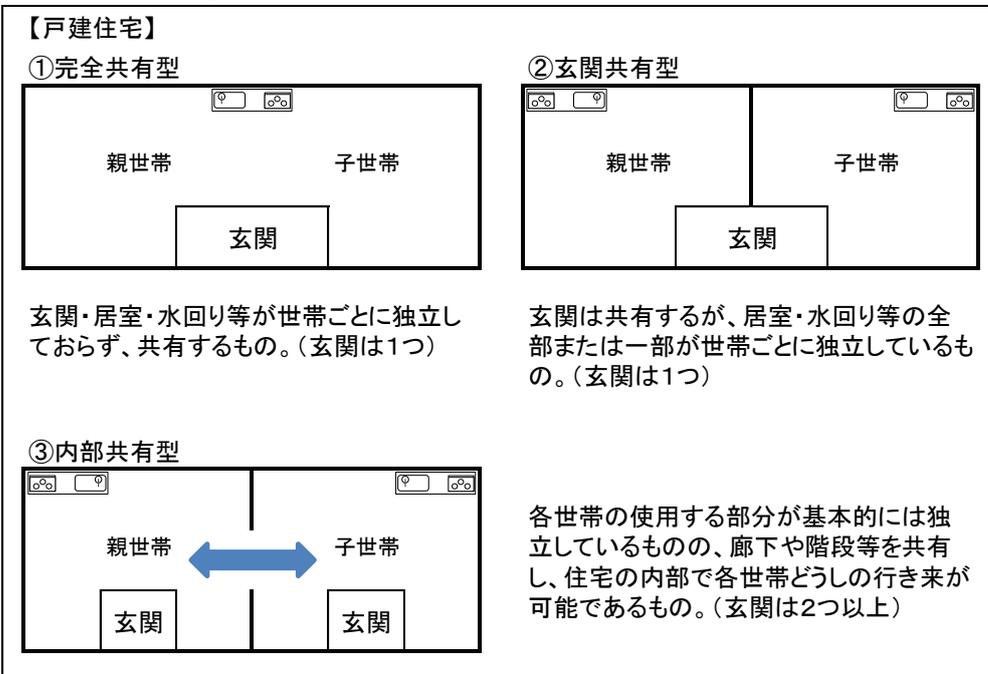
2. 助成対象住宅について

Q.201 一戸建の二世帯住宅や三世帯住宅の場合、申請時の住宅区分は「戸建住宅」ですか、「集合住宅」ですか？

A.201

各世帯どうしが住宅の内部で容易に行き来できる構造となっている場合は、「戸建住宅」となります。各世帯どうしが行き来できず独立した住戸となっている場合は、「集合住宅」として申請してください。

<参考：二世帯住宅>



Q.202 高断熱窓や高断熱ドアを設置する住宅は、居住する夫婦の共同名義ですが、助成金の助成対象者（高断熱窓を設置する既存住宅の所有者）は夫だけでいいでしょうか。

A.202

ご夫婦のどちらかが助成対象者となり、もう一方が共有者として連名で申請してください。

助成対象住宅の所有権を持つ方が複数名存在する場合は、代表者1名を助成対象者としていただき、共有者全ての方の連名で申請してください。

※ 助成対象者となる方の共有持分は問いません。

※ 助成対象となる改修工事等の契約者は助成対象者と一致している必要がありますので、ご契約の際は、ご注意ください。

Q.203 都民ですが都外にも所有する住宅があります。この都外の住宅に高断熱窓や高断熱ドアを導入した場合、助成の対象になりますか？

A.203

本事業の対象にはなりません。本事業では、都内にある住宅に導入されたものが助成対象となります。

Q.204 他県に住んでいますが都内に賃貸マンションを所有しています。この賃貸マンションに高断熱窓を導入した場合、助成の対象になりますか？

A.204

本事業の対象になります。本事業では、都内にある住宅に導入されたものが助成対象となります。

Q.205 マンション共用廊下部分の高断熱窓や高断熱ドアを改修する場合は、対象となりますか？

A.205

居室では無い為、対象になりません。

Q.206 分譲マンションに住んでいますが、部屋の窓ガラスを複層ガラス等に改修する場

合は、対象となりますか？

A.206

窓ガラスや外窓、ドアの交換は、区分所有法で共用部分と見なされている箇所の改修に当たりますので、管理規約等で個人による改修が認められていれば、対象となります（交付申請の際に工事申請書類等の提出、また、必要に応じて管理規約の提出が必要です。）。

※ 管理規約等で個人による共用部分の改修が認められていない場合は、管理組合が行う申請の対象となります。この場合、管理組合総会等での承認決議が必要となりますので、ご注意ください。

＜参考＞ ガラス・外窓・ドアの交換⇒共用部分の改修
内窓の取付け ⇒専有部分の改修

Q.207 個人又は法人が所有する賃貸住宅に高断熱窓や高断熱ドアを設置する場合、助成対象となりますか？

A.207

助成対象となります。賃貸住宅の所有者が助成対象者として申請してください。

Q.208 個人又は法人が所有する社宅や寮に高断熱窓や高断熱ドアを設置する場合、助成対象となりますか？

A.208

助成対象となります。社宅や寮の建物所有者が助成対象者として申請してください。

Q.209 半年前に建てた住宅に高断熱窓や高断熱ドアを設置したいのですが、対象となりますか？

A.209

住宅に入居済みであれば、助成対象となります（未入居の場合は、対象外となります。）。1日でも居住された実績があれば、「既存住宅」として扱います。

Q.210 店舗や事務所等との併用住宅は対象となりますか？

A.210

住居部分で行う改修が対象となります。本事業は「住宅」に対する助成となりますので、住居部分と店舗・事務所等の部分を明確に分けた上で、住居部分にかかる改修を助成対象経費として申請してください。

なお、1つの部屋を店舗用と居住用の2つの用途で兼用している場合、その部屋は対象外となります。

※ 詳しくは手引きをご参照ください。

Q.211 リフォームで部屋を増改築し、高断熱窓を設置するのですが対象となりますか？

A.211

既存住宅を改築又は増築する場合、その居室も対象となります（建替えや別棟の建設は対象となりません。）。

※ なおこの場合、交付申請時に提出する平面図は、増改築前と増改築後（予定）の2種類を提出してください。

※ 建物の増改築により窓の数や位置が変わったとしても、新たに助成対象となる高断熱窓を設置されれば対象となります。

Q.212 古い住宅ですが、築年数に制限はありますか？

A.212

特に築年数の制限は設けておりません。

ただし、本助成金を受けて設置する高断熱窓及び高断熱ドアは、法定耐用年数の期間（10年間）まで維持・管理していただく必要がありますのでご注意ください。

Q.213 未登記の住宅は対象になりますか？

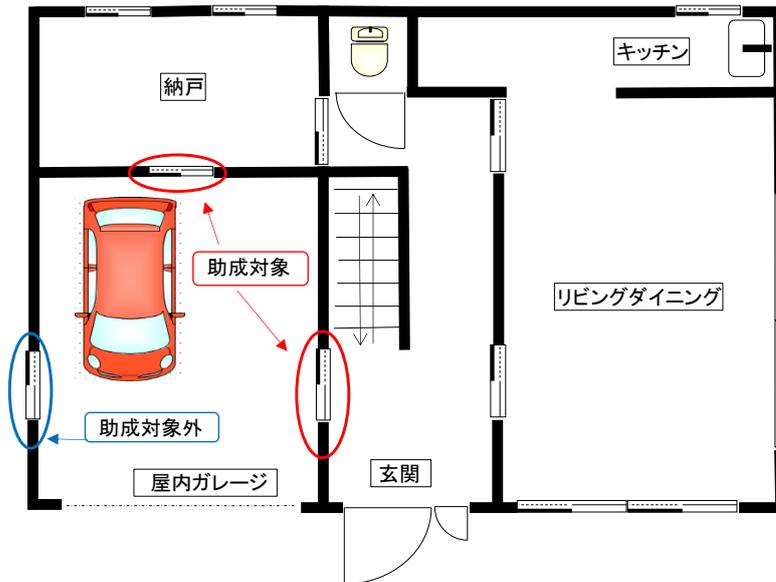
A.213

建物表題登記をしていない住宅は、対象になりません。

Q.214 屋内ガレージの壁についている窓は助成対象ですか？

A.214

屋内のうち、ガレージ等の半屋外空間とその他室内を仕切っている壁に設置されている窓は対象として構いません。



Q.215 マンション（全体）で申請をするのですが、工事を数回に分けて行う予定です。どのように申請したらいいでしょうか？

A.215

工期毎に分割して申請してください。ただし、第一回目の申請で全ての工期の改修についての助成を保証するものではありません。

3. 高断熱窓と高断熱ドアについて

Q.301 中古品は対象となりますか？

A.301

中古品は助成対象となりません。

Q.302 助成対象経費に材料費とありますが、これは定価、見積額どちらでしょうか？

A.302

見積額です。

Q.303 助成対象となる高断熱窓に該当する製品は、どうやって調べれば良いですか？

A.303

一般社団法人環境共創イニシアチブ(S I I)のホームページに掲載されていますので、そちらで検索してください。

※ 助成対象製品は、環境省の「高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業(断熱リノベ)」において、執行団体である一般社団法人環境共創イニシアチブに補助対象製品として登録されている窓及びガラスとなります。

Q.304 助成対象となる高断熱ドアに該当する製品は、どうやって調べれば良いですか？

A.304

カタログや仕様書等で、熱貫流率が $3.49\text{W}/(\text{m}^2\cdot\text{K})$ 以下であることを確認してください。

※ JISグレードの場合・・・H-3等級以上
K・仕様の場合・・・K3以下

Q.305 改修を予定している1居室に、既に高断熱窓となっている窓が一部あります。この窓も改修しなければいけませんか？

A.305

既に設置されている窓が一般社団法人環境共創イニシアチブ(S I I)の「高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業(断熱リノベ)」に登録されている高断熱窓であれば、改修不要です(登録されていない場合は、改修の対象となります。)

※ 改修不要となる高断熱窓が既に設置されている場合は、次の資料を交付申請時に提出してください。

- ・該当する製品のカタログの写し
- ・該当する製品がS I Iで登録されている番号を示す書類
- ・該当する製品が設置されている場所を示す平面図・立面図若しくは姿図

Q.306 改修を予定している窓が、過去に他の補助金を受けています。改修しても良いですか？

A.306

改修を予定している窓が過去に補助金を受けて設置されている場合、補助金交付の際に

処分制限等の条件が付されている場合がありますので、当該補助金の担当窓口に必ず確認してください。

Q.307 シャッターと一体で高断熱窓を設置したいのですが、シャッターは対象となりますか？

A.307

シャッターや雨戸・網戸、防犯用の格子や飾り格子等の窓付属部材は対象となりません。シャッターの部分と高断熱窓の部分の費用（材料費及び工事費）を分けて見積もりをとってください。

なお、見積もりで分けられない場合は、按分等をして算出してください（算出に当たり、計算根拠となる算出内訳書（計算書）を必ず添付してください。）。

※ 助成対象外となる部位との共通経費（運搬費、養生費、足場等）がある場合も、その経費を切り分け又は按分してください。

＜算出例＞

① カタログ等標準価格を基にシャッター付きの価格と同等製品の高断熱窓のみの価格の按分率を算出し、見積価格に乗じて得た額を高断熱窓の費用（材料費及び工事費）とする。

※ 計算根拠となるカタログ等標準価格表もあわせて添付してください。

② 同等製品の高断熱窓のみの費用（材料費及び工事費）を別途出し、それを見積金額から控除した金額をシャッター分の費用（材料費及び工事費）とし、残りの金額を高断熱窓の費用（材料費及び工事費）とする。

Q.308 高断熱ドアに改修する際、オプションで電子キーを導入したいのですが、対象となりますか？

A.308

オプションで電子キーを取付けることは、本事業の目的の範囲を超えた過剰な仕様とみなされますので、対象にはなりません。

Q.309 高断熱ドアだけ設置したいのですが、対象になりますか？

A.309

高断熱ドアの設置は、高断熱窓の改修と併せて実施することが要件ですので、対象となりません。

Q.310 二世帯住宅で高断熱ドアを二箇所改修したいのですが、対象となりますか？

A.310

二世帯住宅は、各世帯どうしが住宅の内部で容易に行き来できる場合は「戸建住宅」、各世帯どうしが行き来できず独立した住戸となっている場合は「集合住宅」として取扱います。「集合住宅」であれば二世帯の場合2枚まで助成対象となります。

4. 申請方法について

Q.401 管理組合の理事長は、管理会社の人を選任していますが、助成金の申請はできますか？

A.401

助成金交付申請をする管理組合の代表者は、助成対象となる集合住宅の区分所有者である必要があります。管理組合の理事長が区分所有者でない場合、区分所有者である他の理事を申請者としてください。

※ 理事長以外の理事が申請者の場合、その理事が当該助成事業での申請者と確認できるよう議事録に記載し、提出してください。

Q.402 既存住宅の購入とあわせて高断熱窓とドアを導入するのですが、対象となりますか？

A.402

高断熱窓の工事契約は、本事業の交付決定後に締結していただく必要があります。住宅の購入と改修工事を一括契約する場合、交付申請する時点（契約締結前）の住宅所有者である売主が助成対象者となります。

Q.403 実施計画書等については、何を記載すればよいでしょうか？

A.403

交付要綱に定めている様式（助成交付申請書等）以外の書類（実施計画書等）については、公社のホームページで公開しているエクセルデータ等を利用してください（交付要綱

で定めている様式もホームページからダウンロードできます。)

※ 項目に従い記入してください。

※ 他の補助金の申請状況については、必ず記入してください。

Q.404 助成対象住宅の写真は、戸建ての場合、全景とありますが、家の前の道路がせまい私道なので全景がとれません。何が映り込んでいればよいでしょうか？

A.404

玄関部分が確認できるように撮影してください。下の立面図を例にした場合は、西側から撮影したものを提出してください。写真が複数枚になっても構いません。



Q.405 二世帯住宅で、住宅の内部での行き来ができない「集合住宅」の場合、どちらか一方の世帯のみ断熱改修するときにはどのような写真をとればよいでしょうか。

A.405

全景写真を撮ってください。

Q.406 申請書類の提出方法を教えてください。

A.406

申請書類は、郵送でのご提出をお願いします。

なお、公社から申請者に対して申請書類を受領した旨の連絡はしませんので、到着確認を希望される場合は、配達状況が確認できる方法（簡易書留等）で提出してください。

※ 申請書を手書きする場合は、必ず黒色又は青色のボールペン（熱などで消えないもの）や万年筆等で丁寧に記入してください。

Q.407 申請書が複数ある場合、1つの封筒に複数の申請書を入れて郵送してもよいですか？

A.407

同時に複数件申請する場合は、1つの封筒にまとめて郵送いただいても構いませんが、必ず内封筒やクリアファイル等で、1申請ごとに分けて入れて下さい。またその際は、申請数と申請者名がわかる一覧表を添付して下さい。

Q.408 交付申請の審査状況について教えていただけますか？

A.408

審査状況をお伝えすることはできかねます。

審査結果につきましては、文書にて申請者に通知します。

Q.409 申請書を提出してから交付決定までどのくらいかかりますか？

A.409

公社が申請書を受け付けてから、通常、1.5～2か月程度で交付決定通知書を送付します。ただし、申請の混雑状況や内容に不備がある場合はそれ以上かかる場合もありますのでご了承ください。

Q.410 契約当事者（施工業者）以外が手続代行者になることは可能でしょうか？

A.410

手続代行者は、施工業者の他、製造メーカーや設計事務所、マンション管理会社等、助成対象となる工事の契約当事者でなくとも構いません。

ただし、手続代行者は申請の窓口となりますので、責任を持って申請してください。

Q.411 戸建住宅に住んでいますが、1階の窓改修を行った後、半年後に2階の窓を改修しようと思っています。その場合、2回に分けて申請しても良いですか？

A.411

同一住戸からの複数回の申請は認められません。

Q.412 提出書類にある「納税したことを証明するもの（納税証明書等）」は、何税の証明を出せばよいですか？

A.412

次の納税証明書を提出してください。

- ・個人の方⇒ 都民税に係るもの
- ・法人の方⇒ 法人都民税に係るもの

※ 所在地が東京都以外の場合は、所在地の自治体の住民税、または法人住民税等を提出してください。

※ 非課税の方は、非課税証明書等、課税されていないことを証明する書類を提出してください。

Q.413 納税証明書は、何年度のものを提出すればよいですか？

A.413

納税証明書は、直近の1年間において未納が無いかを証明していただくために提出をお願いしています。よって、令和元年度（平成30年度分）を提出してください。

※ 未納がないことをご確認の上、ご提出ください。

Q.414 現在他県に住んでいるのですが、東京に所有する住宅を改修する予定です。納税

証明書はどうすればよいですか？

A.414

お住まいの自治体の住民税の証明書で構いません。

Q.415 提出する納税証明書の所得欄を消してもよいですか？

A.415

納税証明書では、課税額に対する未納の有無を確認させていただきますので、個人情報
が気になる場合は、所得の欄を黒塗りにしていただいて構いません。

※ ただし、税額に関する部分については塗りつぶさないでください。

**Q.416 住宅の登記簿や固定資産税納付の名義は法人ですが、社長個人で申請しても良い
ですか？**

A.416

「法人」で申請してください。

原則、建物の登記事項証明書に所有権者として登録されている方が対象となります。

**Q.417 提出する登記簿は、インターネットから取得した登記情報を印刷したものでもよ
いですか？**

A.417

インターネットを利用してパソコン上の画面で登記情報が確認できる「登記情報提供サ
ービス」により印刷した登記情報は、その情報を証明するもの（法務局の公印等）が無い
ため、認められません。

※ インターネットから登記事項証明書の発行を法務局へ申請し、申請した法務局から郵送
等で送られてきた登記事項証明書は提出可能です。

Q.418 管理規約は、全ページ必要ですか？

A.418

抜粋で構いません。

管理規約の表紙及び該当部分が記載されているページの写しを提出してください。

※ 複数頁に及ぶ場合は、該当箇所にマークや付箋をつける等してわかるようにしてくださ

い（両面印刷可）。

Q.419 マンションで全体ではなく個別に窓とドアの工事をするのですが、承諾書を提出する必要はありますか？

A.419

内窓以外の工事の場合は、工事承諾書等を管理組合と取り交わし、写しを公社に提出してください（参考様式、もしくは組合で定められている様式をご提出ください）。

Q.420 管理組合は1つですが、マンションが複数棟あります。まとめて申請はできますか？

A.420

可能です。ただし、対象住宅の住所が棟ごとに異なる場合は分けて申請してください。また、見積りが1つの場合は、棟ごとの内訳表を作成してください。

Q.421 「設置する高断熱ドアが要件に適合することを証明する書類」としてドアのカタログを提出しようと考えていますが、冊子ごと提出すればよいでしょうか？

A.421

製品名（費用明細書や見積書等に記載の製品名）と熱貫流率が記載されたページの写しで問題ありません。該当箇所にマーカー等で印をつけ、提出してください。

5. 実績報告・交付請求について

Q.501 他の補助金を併せて受ける場合、交付確定通知書が実績報告時の必要書類となっていますが、在住の自治体から交付確定通知書が届きません。

A.501

自治体によっては確定通知書を発行しないところもありますので、お住いの自治体にお問い合わせください。お問い合わせの結果、確定通知書を発行しない自治体と判明した場合には、交付決定通知書と自治体から振り込まれた補助金の金額がわかる通帳のコピー等を提出してください。

Q.502 管理組合で申請した場合、助成金の振り込み先口座は管理組合理事長の個人口座でもよいですか？

A.502

管理組合や法人で申請する場合、助成金の振込先となる口座名義は、個人口座を認めておりません。必ず管理組合の口座を指定していただくようお願いします。

Q.503 助成金振込先として、注意する点はありますか？

A.503

口座名義は、申請者と同一にしてください（施工業者や親族等に振り込むことはできません。）。

なお、定期預金口座には振込が出来ませんのでご注意ください。

6. 共同申請（リース活用）について

Q.601 高断熱窓の購入設置についてはリース契約を活用する予定です。この場合、助成金の申請を行うことはできますか？

A.601

リース契約による設置も助成金交付の対象となります。

ただしこの場合、所有者であるリース事業者が助成対象者となり助成金が交付されることとなりますが、助成金相当分をリース料から減額していただきます。

※ リース事業者による申請は、使用者との共同申請となりますので、ご注意ください。

※ リース料から助成金相当分が減額されていることを明らかにする「リース料金計算書」を提出していただきます。

※ リース期間は原則、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数の期間（10年）以上とすること。当該耐用年数の期間を下回る契約である場合は、リース契約の更新又はリース期間終了後に申請者へ所有権移転が行われる契約とする等、当該耐用年数の期間が終了するまでの間は、高断熱窓が維持管理されるようにしなければなりません。

Q.602 リース契約の場合、申請の主体は誰ですか？

A.602

申請の主体は、「所有者者」であるリース事業者になります。

Q.603 リース後に所有権の移転は出来ますか？

A.603

リース契約期間満了後に申請者へ所有権移転が行われる契約となっていれば可能です（所有権を移転する場合は、所有者変更手続き（「助成対象設備等所有者変更届（第12号様式）」を変更が生じた日から30日以内にを会社に提出してください。）。

※ 法定耐用年数の期間（10年）は、助成金を受けて設置された高断熱窓の維持管理をしていただく必要があります。

※ ただし、法定耐用年数の期間以上が経過した場合は、この限りではありません。

Q.604 リース期間終了後、使用者に販売のオプションはつけることができますか？

A.604

法定耐用年数の期間（10年）を上回るリース期間を終了した後であれば可能です。

Q.605 リース契約の途中解約は可能ですか？

A.605

途中解約は認めておりません。

本助成金の交付条件として、法定耐用年数の期間（10年）において、適切に管理・使用していただくこととしています。

Q.606 リース料金は、どのように算出すればいいですか？

A.606

元金（助成対象経費）から、助成金相当分を減額した金額で算出してください。

なお、助成対象高断熱窓の工事費を確認するため、リース事業者が高断熱窓を導入した際の領収書等の証明書類を提出していただきます。

7. 住宅供給事業者による申請について

Q.701 モデルハウスに高断熱窓・ドアを導入しましたが、助成対象となりますか？

A.701

モデルハウスの販売促進活動は事業使用となるため、助成対象外です。

Q.702 中古戸建住宅を販売する事業者ですが、物件に高断熱窓・ドアを導入して販売する予定です。販売業者が助成金の申請をすることは可能ですか？

A.702

申請可能です。

助成金の申請者は住宅の所有者が原則となります。よって、販売中（予定）の物件に高断熱窓・ドアを導入する場合は、販売事業者が申請してください。

8. その他

Q.801 施工業者は、東京都内の業者を選ばなければいけませんか？

A.801

断熱改修を行う施工業者は、東京都以外の業者でも構いません。

助成対象設備等を設置する対象住宅は東京都内であることが要件となっていますが、申請者、共同申請者、手続代行者、施工業者の所在地は東京都内に限定していません。

Q.802 国補助のようにエネルギー計算は必要ですか？

A.802

本事業では、エネルギー計算の結果を助成要件や審査基準にしていませんので、不要です。